

新たなオプトアウト制度に基づく
お客様の非公開情報の
モルガン・スタンレー・グループ資産運用部門における共有について

モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社（以下、「当社」といいます。）は、下記のとおり、モルガン・スタンレー・グループの資産運用部門であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（以下、「MSIM」といいます。）の運用戦略（以下、「MSIM 戦略」といいます。）をお客様に対してご紹介する業務に関連して、当社が保有するお客様の非公開情報を、以下の目的に必要な範囲で当社の関係各社（第2項に定義します。）との間で授受し、共有させて頂くことがございます。

本お知らせが適用されるのは、当社のお客様で、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）（平成22年6月22日施行の改正及びその後の改正等を含み、以下、「改正金商業府令」といいます。）第123条第1項第18号トに掲げる（1）上場会社等及びその子会社等、（2）上場しようとする株式会社及びその子会社等、（3）有価証券報告書を提出している者及びその子会社等、並びに（4）適格機関投資家及びその子会社等のいずれかに該当するお客様（以下、「新オプトアウト制度対象顧客」といいます。）に限られます。

1. 関係各社との間で授受を行う非公開情報の範囲

お客様に対する MSIM 戦略のご紹介に係る業務に関連して、当社又は関係各社が保有する、お客様の非公開情報とします。但し、お客様との間で個別に守秘義務契約を締結している場合には、当該契約の条件に従うものとします。

なお、MSIM 戦略のご紹介に係る業務には、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社による投資一任業務、投資助言業務、第一種金融商品取引業務（私募の取扱い又は有価証券の売買の媒介）及びその他の付随業務等並びにモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社又は当社による第二種金融商品取引業務（私募の取扱い）が含まれます。

2. 非公開情報の授受を行う範囲

当社の現在及び将来における、親法人等（金融商品取引法第31条の4第3項にいう「親法人等」を意味します。）及び子法人等（金融商品取引法第31条の4第4項にいう「子法人等」を意味します。）となります（但し、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を除きます。以下、「関

係各社」と総称します。)。なお、現在の関係各社には、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社、モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社及びモルガン・スタンレー・グループ株式会社等が含まれます。但し、お客様との間で個別に守秘義務契約を締結している場合には、当該契約の条件に従うものとしします。

3. 非公開情報の授受の方法

当社は、情報漏洩防止等に十分留意したうえで、口頭、書面、電子メール、共有データベースへのアクセス又はその他の適切な方法により、情報の提供を行います。

4. 提供先における非公開情報の管理方法

お客様に関する非公開情報の提供先である関係各社は、情報管理に係る各社の基本方針に則り、保有することとなった情報について、法令等に即し、自らの機密保持・情報管理に係る規定等に従って、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に万全を期して管理します。

5. 提供先における非公開情報の利用目的

お客様に対して MSIM 戦略をご紹介させていただくにあたり、MSIM のグローバルなネットワークを活かし、お客様に対して質の高いサービスを提供することを利用目的といたします。

6. 非公開情報の授受の停止

お客様から、当社に対して、関係各社との非公開情報の授受を停止するようお申し出があった場合、当社は速やかに関係各社との非公開情報の授受を停止し、以後、当社及び関係各社では、適用法令で認められている場合を除き、当該情報を当社及び関係各社間で共有いたしません。

※ お客様から情報の授受の停止のお申出を受ける前に、当社と関係各社との間で共有された情報につきましては、以後も当社及び関係各社にて利用することがありますので、あらかじめご了承ください。当該情報に関しましては、当社及び関係各社において、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に十分留意したうえで厳正に管理します。

※ 当社又は関係各社が金融商品の勧誘を行うにあたっては、各社の勧誘方針に従って適切な勧誘を行います。各社の勧誘方針については各社ホームページをご参照ください。

*** 情報の授受の不承諾又はその停止のお申出先 ***

お客様に関する非公開情報を関係各社との間で授受し、共有させていただくことに承諾しないお客様、又はかかる情報の関係各社との授受の停止をご希望のお客様は、取引担当者等にお申出いただくようお願い申し上げます。

なお、取引担当者のほか、以下の窓口でも受付を行っております。

照会先：モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社
住所：東京都千代田区大手町 1-9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー
部署：法務・コンプライアンス本部
電話番号：03-6836-5200（大代表）
受付時間：9:30 a.m. – 5:00 p.m.（土日祝日、年末年始の休業日を除きます。）

7. 本お知らせに該当するお客様の範囲

新オプトアウト制度対象顧客に該当するお客様に限ります。

但し、新オプトアウト制度対象顧客に該当するお客様であっても、お客様に関する非公開情報の当社と関係各社との共有について既にお客様から書面等による同意を得ている場合、また将来お客様から書面等による同意を得た場合、当該お客様には、本お知らせは適用されません。

なお、当社では、改正金商業府令に基づく新たなオプトアウト制度（以下、「新オプトアウト制度」といいます。）を導入する前より、お客様の非公開情報の共有についてお客様に対してオプトアウトの機会を提供する枠組み（以下、個別に又は総称して、「旧オプトアウト制度」といいます。）を設けております。本お知らせが対象とする新オプトアウト制度対象顧客に該当するお客様であっても、これまでに当社より旧オプトアウト制度に基づく個別の通知を送付、送信又は手交させていただいている場合には、かかる旧オプトアウト制度に基づきお客様より頂いたものとみなされる情報共有の同意は、当該お客様より情報の授受を停止するようお申出をいただかない限り、引き続き有効なものとして取り扱わせていただきます。

本お知らせは、当社が導入したお客様の非公開情報のモルガン・スタンレー・グループ資産運用部門における共有に関する新オプトアウト制度について開示するものです。当社が導入している旧オプトアウト制度に基づく枠組み、又は新オプトアウト制度に基づく他の

枠組みにつきましては、関する最新の情報をウェブサイトでご確認される際には、[当社のホームページ](#)にて、該当する枠組みについての開示をご確認くださいませようお願い致します。

新オプトアウト制度と旧オプトアウト制度の適用関係がご不明な場合、又は、新オプトアウト制度に基づくお客様に関する非公開情報の共有につきご質問等がおありの場合には、当社の取引担当者等又は上記 6.記載の窓口までご連絡くださいますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上